

別紙

諮問第1515号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「（1）〇〇が、生徒に対して『〇〇』と発言した根拠、（2）〇〇が、〇〇を教室で発言することの根拠、（3）〇〇が、生徒に対して『〇〇』を授業中に聞き、『〇〇』と発言したり、また、教室で特定の生徒に渡す根拠、（4）LINEで特定の生徒を名指しして『〇〇』とクラスLINE参加生徒にもメッセージを送ることの根拠」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和2年3月27日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和2年8月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年9月29日に実施機関から理由説明書を、同年11月11日に審査請求人から意見書を收受し、令和3年12月22日（第223回第一部会）に審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関

の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件非開示決定について

審査会が見分したところ、本件開示請求は、都立学校の特定教職員（以下「当該教職員」という。）が生徒に対し行った言動の根拠に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであると認められる。

実施機関は、本件請求文書について、「請求に係る事実は、当該職員の記憶になく、確認できず、公文書については作成及び取得しておらず、存在しない」として、本件非開示決定を行った。

イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、実施機関が本件請求文書を不存在とした理由に対し、「請求に係る事実は、当該職員の記憶になく、確認できず」というのであれば、当該教職員がどの公文書を根拠としたのか特定できていないにもかかわらず、「存在しない」としたことは納得できるものではないと主張する。

実施機関が本件非開示決定を行った経緯について、審査会が事務局職員をして確認させたところ、実施機関は本件開示請求を受けて当該教職員に事情を聴いたものの、請求に係る事実について明確に確認できなかったとのことである。また、実施機関が全教職員に示している「教職員の服務に関するガイドライン」では、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を生徒等との私的連絡の手段に使用してはならないとしており、教職員が生徒へチャットによるメッセージを送ることについても当然に禁止事項とされているものであって、そのような禁止事項を行う根拠となる公文書は存在しないとのことである。そこで、請求に係る事実について、その根拠となる公文書は存在しないことから、本件非開示決定を行ったとの説明があった。

審査会が検討するに、本件開示請求において当該教職員の言動として記載された内容は、法令等の規定、実施機関が定める指針、ルール等に基づきなされる性質のものとはおよそ認めがたいものといえる。

また、審査会が「教職員の服務に関するガイドライン」を入手して見分したところ、上記の説明のとおり、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を生徒等との私的連絡の手段に使用してはならない旨が記載されていることが確認でき、この

ことから、教職員が生徒へチャットによるメッセージを送ることについても当然に禁止事項とされているものであって、本件請求文書は存在しないとの実施機関の説明は首肯できるものである。

これらのことから、請求に係る事実が存在したか否かにかかわらず、本件請求文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件請求文書について、実施機関が不存在を理由として行った本件非開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子